

成績評価結果に対する異議申立てについての申合せ

令和3年3月4日

改正 令和4年6月29日

全学教務委員会

(趣旨)

第1条 この申合せは、学生の成績評価結果に対する異議申立てへの対応に関し、必要な事項を定める。

(異議申立ての実施)

第2条 学生は、成績評価結果が通知された後にその内容について異議がある場合は、当該授業科目を開講する学部若しくは研究科又は大学教育基盤センター（以下「学部等」という。）の長に対し、各学部等の事務担当部署を通じて、次の期間内に成績異議申立書（別紙様式1）を提出し、異議を申し立てることができる。

| 科目の開講学期等 | 異議申立て期間 |
|-----------------|-----------------|
| 第1学期 | 成績評価結果通知後、9月末まで |
| 第2学期 | 成績評価結果通知後、3月末まで |
| 通年 | 成績評価結果通知後、3月末まで |
| 第1学期前半（第1クォーター） | 成績評価結果通知後、7月末まで |
| 第1学期後半（第2クォーター） | 成績評価結果通知後、9月末まで |
| 第2学期前半（第3クォーター） | 成績評価結果通知後、1月末まで |
| 第2学期後半（第4クォーター） | 成績評価結果通知後、3月末まで |

2 各学部等の長は、各学部等の教務上の理由により異議申立て期間を変更する必要がある場合は、教育担当理事の了承を得た上で、当該学部等の開講科目について前項の異議申立て期間を変更することができる。この場合、各学部等の長は、異議申立て期間の変更をあらかじめ学生に周知するものとする。

(異議申立てへの対応)

第3条 前条による異議申立てを受けた学部等の長は、当該学部等において教務を担当する委員会の長等に調査を命ずる。

- 2 学部等の長から命を受けた委員会の長等は、所掌する委員会において、当該学生及び授業担当教員から意見を聴取するなど調査を行い、その結果を学部等の長に報告する。
- 3 学部等の長は、調査結果に基づき、当該授業担当教員に対して、成績評価結果に対する異議申立てへの回答内容を通知する。
- 4 学部等の長は、調査結果に基づき、事務担当部署を通じて、当該学生に対して異議申立

てへの回答を行う。

(資料の保管)

第4条 成績評価結果の根拠となる資料の保管について、以下のとおりとする。

- (1) 成績評価結果の根拠となる資料(試験問題、答案、レポート等)は、各教員の責任において成績評価から原則1年間保管すること。
 - (2) 評価を付したレポート等を返却する際は、返却時に評価結果を確認させること。
- 2 成績異議申立書は、事務担当部署において回答日以降1年間保管する。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、各学部等において必要な事項については、それぞれ別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年10月1日から施行する。

成績異議申立書

令和 年 月 日

長 殿

学部・研究科： _____

学科・専攻： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____

令和 年 月 日に通知のあった成績評価結果について異議がありますので、下記のとおり申し立てます。

記

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 開講年度 | | 開講学期 | |
| 科目コード | | | |
| 授業科目名 | | | |
| 担当教員名 | | | |
| 開講部局 | | | |
| 申立て内容 | | | |

| | |
|--------|--|
| 事務担当部署 | |
| 確認欄 | |

留意事項

- 1 成績評価結果が通知された後、その成績評価結果について異議がある場合は、本申立書により申し立てることができます。
- 2 申立てを行う場合は、次の期間内に、当該授業科目を開講する学部等の事務担当部署（別紙のとおり）に本申立書を提出してください。

| 科目の開講学期等 | 意義申立て期間 |
|-----------------|-----------------|
| 第1学期 | 成績評価結果通知後、9月末まで |
| 第2学期 | 成績評価結果通知後、3月末まで |
| 通年 | 成績評価結果通知後、3月末まで |
| 第1学期前半（第1クォーター） | 成績評価結果通知後、7月末まで |
| 第1学期後半（第2クォーター） | 成績評価結果通知後、9月末まで |
| 第2学期前半（第3クォーター） | 成績評価結果通知後、1月末まで |
| 第2学期後半（第4クォーター） | 成績評価結果通知後、3月末まで |

- 3 申立てを行う場合は、成績評価結果に納得できない具体的な理由を明確に記入してください。例えば、「この問題に関して、このように解答したが・・・」「このテーマに関して、このような判断で記述したが・・・」というように、明確な書き方をしてください。
- 4 帰省等の理由により、事務担当部署に直接申立書を提出することができない場合は、香川大学 Moodle から申立書をダウンロードし、メールに添付して提出することができます。

（注）メールの件名は「成績異議申立書の送付」とし、受理メールの返信を確認してください。なお、メール送信後、土・日・祝日を除き2日を経過しても受理メールの返信がない場合は、電話による確認をしてください。

別紙様式1 (別紙)

※成績異議申立書提出先

| 授業開講学部等 | 提出先 |
|--------------|--|
| 教育学部 | 幸町地区統合事務センター教務課学務係 TEL: 087-832-1411 Mail: l-gakumu-c@kagawa-u.ac.jp |
| 教育学研究科 | 幸町地区統合事務センター教務課大学院係 TEL: 087-832-1404 Mail: l-daigakuin-c@kagawa-u.ac.jp |
| 法学部・法学研究科 | 幸町地区統合事務センター教務課学務第一係 TEL: 087-832-1806 Mail: j-gakumu-c@kagawa-u.ac.jp |
| 経済学部・経済学研究科・ | 幸町地区統合事務センター教務課学務第二係 TEL: 087-832-1813 Mail: e-gakumu-c@kagawa-u.ac.jp |
| 医学部 | 医学部学務課教務係 TEL: 087-891-2070 Mail: kyoumu-m@kagawa-u.ac.jp |
| 医学系研究科 | 医学部学務課大学院・入学試験係 TEL: 087-891-2074 Mail: daigakuin-m@kagawa-u.ac.jp |
| 創造工学部・工学研究科 | 林町地区統合事務センター学務課 TEL: 087-864-2015 Mail: kokyomu-t@kagawa-u.ac.jp |
| 農学部・農学研究科 | 農学部学務係 TEL: 087-891-3018 Mail: gakumu-a@kagawa-u.ac.jp |
| 地域マネジメント研究科 | 幸町地区統合事務センター教務課大学院係 TEL: 087-832-1826 Mail: sb-daigakuin-c@kagawa-u.ac.jp |
| 創発科学研究科 | 林町統合事務センター学務課 又は 幸町統合事務センター教務課 TEL: 087-864-2038 (林町)、087-832-1826 (幸町) Mail: junbijim-h@kagawa-u.ac.jp |
| 大学教育基盤センター | 教育・学生支援部修学支援課 TEL: 087-83-1152 Mail: syugaku-h@kagawa-u.ac.jp |

成績異議申立書への回答（例）

令和 年 月 日

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

殿

長

令和 年 月 日に異議申立てのあった成績評価結果について、下記のとおり回答します。

記

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 開講年度 | | 開講学期 | |
| 科目コード | | | |
| 授業科目名 | | | |
| 担当教員名 | | | |
| 開講部局 | | | |
| 確認結果 | | | |
| 成績の訂正 | | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 事務担当部署 | 学生への通知 | |
| 確認欄 | システム入力 | |